

歩道空間オープンテラス社会実験 実施報告書

1. 実施概要

1) 目的

コロナ禍でもまちなかの暮らしを安心して楽しめる環境づくりとして、歩行空間の民間事業者等による活用を促すため、県管理道路の歩行空間を飲食店等のテラス営業に利用する社会実験を行った。本社会実験は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の支援という側面を持つものであるが、主に以下の項目について検証することを目的として実施した。

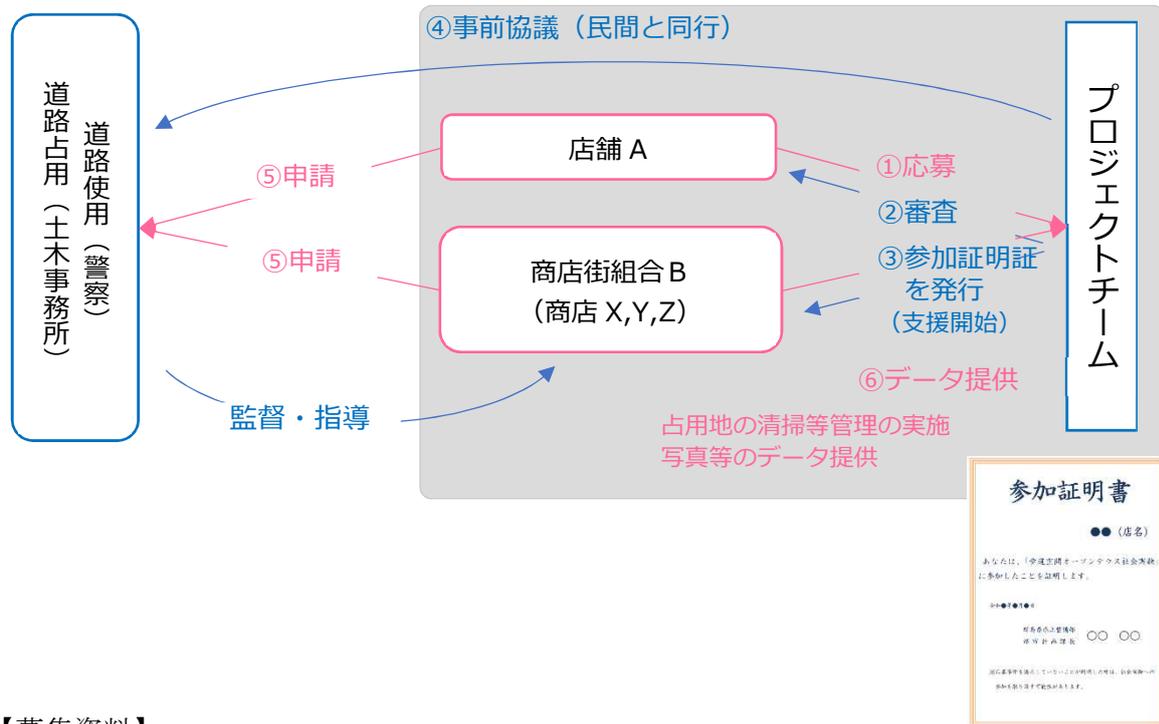
【検証項目】

- ① 「歩道空間の活用」や「新しい生活様式に対応した“新しいまちづくりの在り方”」について、県民（利用者・事業者）ニーズの掘り起こしを図る。
- ② 1店舗から対象として参入しやすくすることで、公共空間（歩道）を通じて周辺店舗にも取組が波及し、エリア単位でのまちづくりにつながる効果を狙う。
- ③ 歩道活用の実施事例を増やすことで手続き申請や管理上の課題を洗い出し、公共空間の利用手続きガイドへ反映する。
- ④ 民間が参入しやすい手続きとしてオンライン受付を試行し、利便性を検証する。

2) 取組内容

対象者	商店街組合等の団体、飲食店等 1店舗単独での応募も可能（1店舗の場合は自店舗前の活用が原則）
対象箇所	県管理道路において、占用後に2.0m以上（歩行者交通量の多い区間は3.5m以上）の歩行空間確保が可能な区間
実施期間	令和2年7月23日～同年11月30日（令和5年3月31日まで延長）
道路占用料	社会実験と位置づけることで免除
受付方法	社会実験参加申込をオンライン受付とし、新たな生活様式に対応した手続きを試行
申請支援	群馬県庁官民連携まちづくりプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」）が申請資料作成や管理者調整等を支援 道路使用許可（警察署）と道路占用許可（土木事務所）について、別々に申請せずにどちらか一方へ一括申請が可能となるワンストップ申請の制度が使えることを各土木事務所に周知

【事業スキーム】



【募集資料】



歩道空間オープンテラス 社会実験

国道 3桁
県道 沿道飲食店対象

県では、新しい生活様式に対応したまちづくりのあり方を探るため、社会実験に参加する飲食店オーナーや商店街振興組合等を募集します。裏面の社会実験までのステップと応募条件を確認の上、WEBでご応募ください。

1店舗から応募OK

実施主体 群馬県 官民連携まちづくりプロジェクトチーム

【問い合わせ先】 群馬県都市計画課まちづくり推進課 TEL: 027-226-3665

歩道空間オープンテラス社会実験とは

まちなかの暮らしを安心して楽しめる環境づくりとして、歩道空間を飲食店のテラス営業にお試し利用していただく社会実験です。
将来的な本格実施につなげる試みとして、実施期間中の道路占用料を免除し、地域におけるまちづくりとしての効果や飲食店のメリットを探ります。
また、社会実験の名目で道路使用許可[※]を受けられるようになります。
※ 所轄警察署の道路使用許可を受けるにあたり、1申請(1か月)あたり2,300円の道路使用料がかかります。

応募者に行っていただく手続き

フェーズ1(社会実験) 7/11/30	フェーズ2(本格実施) 7/27/1~
<input checked="" type="checkbox"/> 地域の代表者(商店街、商工会、自治会等)の意見をもらう <input checked="" type="checkbox"/> 社会実験に応募する <input checked="" type="checkbox"/> 土木事務所に道路占用許可申請書を提出する(有償) <input checked="" type="checkbox"/> 所轄警察署に道路使用許可申請書を提出する(有償)	<input type="checkbox"/> 申請手続きを自力で行います。道路占用料が有償になります。 <input checked="" type="checkbox"/> 道路占用許可申請(有償) <input checked="" type="checkbox"/> 道路使用許可申請(有償)

官民連携まちづくりプロジェクトチームが申請をサポート!

対象者 歩道空間に机、椅子を設置したテラス営業の実施を希望し、下記応募条件を満たす飲食店(1店舗単独で応募可能)

募集期間
1次募集 7月 7日(火)~ 7月13日(月) 最大5件(申請)程度
2次募集 7月 27日(月)~ 8月 7日(金) 最大20件(申請)程度

実施期間 7月23日(木)~11月30日(月)

応募条件

道路(歩道)

- 店舗前の道路が県道もしくは3桁国道(例:国道120号など)である。
- テラス席(机、椅子)は点字ブロックを必要とする方の通行を妨げないように設置し、その上で2m以上の歩行空間が確保できる。

飲食店等

- 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的なテラス営業とする。
- 「3密」回避や「新しい生活様式」定着を目的とする。
- テラス席(机、椅子)は歩道上に固定しない仮設施設とする。
- 店舗付近の道路清掃を行う。
- 地域(商店街、商工会、自治会等)の意見をjている。
- 写真提供やヒアリング(オンライン)に協力できる。

応募方法 社会実験用のWEB応募フォームから応募
(ご質問やお問い合わせは応募フォームからお願ひします)
<https://form.run/@dotproject-sunma-1591369902>

※ 今回の道路占用は、群馬県道路占用許可基準「令第8号物件-利用種別施設」の方針第1項の規定に引いて実施します。
※ 道路の占用面積は、基本的に接道長さ×(歩道幅-2.0m)として扱います。
※ 歩行者が多い場所では、3.5m以上の歩行空間を必要とする場合があります。
※ 1店舗単独での応募の場合、自治体独自の活用を原則とします。

【参加申込画面】



歩道空間・オープンテラス社会実験 応募フォーム

群馬県では、新しい生活様式に対応したまちづくりのあり方を探るため、社会実験に参加する飲食店オーナーや商店街振興組合等を募集しています。
(募集期間：令和5年2月28日（火）まで)

お問い合わせはこちらから



はじめに、次のすべての条件を確認し、チェックしてください。

道路（歩道）の条件 **必須**

- 店舗前の道路が県道もしくは3桁国道（例：国道120号など）です。
- テラス席（机、椅子）は点字ブロックを必要とする方の通行を妨げないように設置し、その上で2m以上の歩行空間が確保できます。

飲食店等の条件 **必須**

- 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的なテラス営業とします。
- 「3密」回避や「新しい生活様式」定着を目的とします。
- テラス席（机、椅子）は歩道上に固定しない仮設施設とします。
- 店舗付近の道路清掃を行います。
- 地域（商店街、商工会、自治会等）の合意を得ています。
- 写真提供やヒアリング（オンライン）に協力します。

応募内容

店舗名 **必須**

店舗所在地 **必須**

店舗前の道路名 **必須**

(記入例：前橋大間々桐生線、県道25号、国道407号など)

道路に面した店舗の距離（接道長さ） **必須**

(記入例：6.0m)

店舗前の歩道幅 **必須**

(記入例：3.5m)

テラス席の規模 **必須**

(記入例：テーブル×2卓、イス×4脚)

店舗正面の写真を添付してください。 **必須**

ファイルを選択 ファイル未選択

ファイルサイズは100MB以下。

店舗前の歩道の写真を添付してください。 **必須**

ファイルを選択 ファイル未選択

ファイルサイズは100MB以下。

店内の3密対策状況がわかる写真を添付してください。 **必須**

ファイルを選択 ファイル未選択

ファイルサイズは100MB以下。

応募者情報

名前 **必須**

住所 **必須**

郵便番号 都道府県

市区町村・番地

建物名・部屋番号

電話番号 **必須**

メールアドレス **必須**

その他

備考欄 **任意**

補足事項等があればご記入ください。

【注意事項】

- ・今回の道路占用は、群馬県道路占用許可基準「令第8号物件-利便増進施設-」の方針第1項の規定に則って実施します。
- ・道路の占用面積は、基本的に接道長さ×（歩道幅-2.0m）として扱います。
- ・歩行者が多い場所では、3.5m以上の歩行空間を必要とする場合があります。

応募する

Powered by 

このフォームは formrun（フォームラン） で作成されています。

[無料で始める→](#)

3) 主な特徴

- ① 国土交通省要請による特例ではなく、群馬県独自の道路占用許可基準により対応
- 国土交通省要請に基づくコロナ緊急措置として許可基準を緩和する自治体が多い中、群馬県は先行して類似の緩和基準をすでに規定済であった(H31.3道路占用許可基準改定)。
 - ただし、上記による活用実績がなかったことから、社会実験を通じて群馬県独自の道路占用許可基準による実例をつくることで、今後の緩和基準活用を促す取組とした。
- ② エリアを限定せず、1店舗から対象
- 国土交通省要請では、実施主体を団体（1店舗の申請不可）と規定しており、団体内の合意形成が一つのハードルと考えられた。
 - 群馬県の場合、独自の緩和基準において1店舗の申請も認めていることから、スピード感を持った対応を可能とした（自治会長等の後援が条件）。

【参考】国土交通省：占用許可基準の緩和（R2.6.5付）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ

地方公共団体等と連携して申請すると

テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用の許可基準を緩和します

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和することとしました。

また、地方公共団体に対しても同様に取り組んでいただけるよう要請しています。



イメージ（佐賀県より提供）

今回の緊急措置のポイント	
内容	① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ② 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③ テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること ④ 施設付近の清掃等にご協力いただけること
主体	地方公共団体又は関係団体※1による一括占用※2 ※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※2 個別店舗ごとの申請はできません。 お住まいの地方公共団体等にご相談ください。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。
占用料	免除 （施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
占用期間	令和2年11月30日まで

令第8号物件 ー利便増進施設ー

A 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設、購買施設等

（定義）

食事施設、購買施設その他これらに類する施設（以下「食事施設等」という。）は、道路の通行又は利用において一般的に発生する需要に対応した物品の販売又はサービスの提供を行う施設であって、ある程度の期間継続的に設置されるものをいう。なお、「施設」の概念は建築物に限られるものではないことから、食事施設等は机、椅子、調理器具等が一体となってオープンカフェ（食事施設）としての機能を果たすものやベンチ等の休憩施設等を含むものとする。

（方針）

極力抑制すべきであるので、次の各項すべてに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。なお、総則第1条第1項第3号は適用しない。

- 1 食事施設等の占用が、地域の活性化や都市におけるにぎわいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの、又はこれに準ずるものであること。ただし、公共交通機関が道路区域内に設ける施設内の内部又は特定連絡路附属地に設けられるものについては、この限りでない。
- 2 食事施設等において販売される物品又は提供されるサービスが道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること。
- 3 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。

（位置）

- 1 車道部分及び交差点部分の地上への設置は認めない。
- 2 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路が交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上への設置は認めない。
- 3 歩道等に設置する場合には、原則として3.5メートル以上（交通量が少ない場所においては2.0メートル以上）の歩行空間を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りでない。
- 4 ひさし、日よけ等を道路の上空に設ける場合には、その最下部と路面との距離は4.5メートル以上（歩道上においては2.5メートル以上）とすること。
- 5 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合は、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保すること。

2. 実施状況

1) 広報

知事の定例記者会見による発表や県ホームページ等を通じた周知を実施



歩道空間オープンテラス 社会実験

安心して日常を楽しめる新しい生活様式のまちづくり

歩道空間を活用した
飲食店のテラス営業を支援
▶ 道路占用料を免除

【募集期間：10月15日まで】
県土整備部都市計画課
TEL 027-226-3665

2) 参加店舗・団体一覧

管内	路線	占有者	占有場所	期間	備考
1 前橋	前橋高崎線・新前橋停車場線	地元商店街組合	新前橋駅周辺	R2.9.25～R2.11.30	駅前イベント実施（市道占有と連携）。店舗前のテラス席設置
2 //	前橋停車場線	都市再生推進法人	ケヤキ並木	R2.10.5～R2.11.30	キッチンカーの出店、テーブル設置
3 太田	国道 407 号	飲食店	太田市東本町	R2.7.23～R2.11.30 R3.5.31～R4.3.31	店舗前のテラス席設置
4 桐生	桐生伊勢崎線	飲食店	桐生市本町 6 丁目	R2.7.31～R2.11.30	店舗前のテラス席設置
5 //	//	飲食店	桐生市本町 6 丁目	R2.8.11～R3.3.31	店舗前のテラス席設置
6 //	前橋大間々桐生線	飲食店	桐生市末広町	R2.8.1～R5.3.31	店舗前のテラス席設置
7 //	//	飲食店	桐生市末広町	R3.8.31～R4.3.31	店舗前のテラス席設置



3. 考察

1) 参加店舗・団体ヒアリング結果

- 夏は暑く冬は寒いので、快適な時期は限定されるが、屋外での飲食は好評だった。
- 期間中、1店舗の参加だったので、近くの店舗や地域に波及すると良かった。
- 道路占用料の免除は、嬉しい。
- 道路管理者や警察に申請する書類の作成は、難しかったので、まちづくりチームにサポートしてもらえて助かった。
- 継続して参加することで、手続きにも慣れることができた。

2) 事前課題の検証結果

① 県民（利用者・事業者）ニーズの掘り起こしについて

- 周知不足という課題もあるが、そもそも飲食店を経営するエリア内で申請条件（占用後に2.0mの幅員を確保）を満たせる場所が多くないため、活用がそれほど広がらなかった。
- 社会実験期間延長後も継続実施する店舗があることから一定のニーズが確認できた一方、現状ではオープンテラス席を設けるメリットより申請手間のデメリットの方が大きく、あまり継続利用には結びつかなかった。
- 道路占用許可の基準が緩和（H31.3改定）済となっている一方で、道路使用許可の基準は緩和されていない（地方公共団体の後援が必要）。今回は県の社会実験という理由で1店舗でも道路使用許可が下りていたが、社会実験終了後は1店舗での道路使用許可が下りなくなるため、歩道空間活用のハードルがより高まるものと考えられる。

② 1店舗から周辺（エリア単位）への波及効果について

- 桐生市では1店舗の取組が同じ路線（歩道）上の別の店舗に波及する動きが見られたが、エリア単位での広がりや連携には至らなかった。商店街組合を通さない取組としたことが着手しやすい反面、エリアへの広がりにつながりにくかった一因と考えられる。
- 新前橋駅周辺では複数店舗によるエリア単位での実施となったが、市道と県道の両方にまたがるエリアのため行政との調整が煩雑になり、1回のみ短期イベントで終わってしまった。

③ 公共空間の利用手続きガイドへの反映について

- 今回の社会実験を通じて県の道路占用許可基準による実例をつくることができた。
- これにより、地域（商店街、商工会、自治会等）の合意を得ること、2m（3.5m）以上の歩行空間が確保できること、地域代表者の同意書を提出すること、などの具体的な手続きを明記して反映させることができた。

④ オンライン受付の試行について

- 大きな問題もなく運用できた。県庁ネットワークにおいてもFormsの活用が可能となった

ことから、オンライン受付は今後も有効な手段と考えられる。

⑤ その他の効果

- これまで道路使用許可はイベントなどの短期に限られるイメージが強かったが、今回の社会実験を通じて、長期的な道路使用許可も可能であることを警察に認知してもらうことができた。長期的な道路使用でも事故が起きない結果を残せたことで、今後の道路活用の広がりを考える上で関係者間の調整を円滑に進めるための実績を積み上げることができた。

【公共空間の利用手続きガイド】

道路 の活用手続き

(本編P6~)

例えば道路では、道路占用許可と道路使用許可をとることで、軒先の歩道にテラス席を設置したり、歩道でカフェスタンドを運営したり、イベントを定期的で開催し続けることでマルシェをまちの日常の風景にしたりすることが可能です。



3) 今後の展開

- 歩道空間の活用にあたっては、道路占用許可よりも道路使用許可を得る障壁の方が高い。また道路使用許可の権限は警察にあるため、審査基準を改定することも難しい。そのため、地方公共団体（市町村）の関心を引き出し、飲食店等への関与を促す取組を検討していく必要がある。
- 道路占用許可についても、道路占用許可基準を改定済みの県だけが許可できる現状から、県道に限らず市道も含めた駅前等のエリア全体で道路占用許可が出せるように市町村の意識も変えていく必要がある。